

たかいし 議会だより

編集 高石市議会議会運営委員会
発行 高石市議会事務局
TEL 072-265-1001

平成22年 第1回定例会

平成22年第1回定例会は、2月25日に開会し、3月19日に閉会され、本会議の冒頭に、市長から平成22年度の施政方針説明がありました。

本定例会では、市長から「非常勤職員等の給与等に関する条例制定について」をはじめ、「平成21年度高石市一般会計補正予算」、「平成22年度高石市一般会計予算」など議案24件、報告案件6件が提出され、議会から報告案件2件が提出されました。

また、議案等の追加として、市長から3月3日に議案第25号「平成21年度高石市一般会計補正予算」が、3月17日に議案第26号「高石市副市長の選任について」が提出され、議会からは、請願第1号「請願書受理について（保育所・幼稚園の早急な耐震化と「取石保育所・幼稚園廃止」の凍結を求める請願）」、議案第27号「すべての石綿健康被害の早期救済と万全な対策を求める意見書」など、請願1件、議案5件が追加提出されました。その後、議案第25号については、市長から3月9日に議案の訂正請求がありました。

このうち、議案第1号「非常勤職員等の給与等に関する条例制定について」など3案件は総務文教委員会へ、議案第3号「高石市立幼稚園条例及び高石市立保育所設置条例の一部を改正する条例制定について」など8案件は福祉土木委員会へ付託されました。なお、福祉土木委員会へ付託された案件のうち、議案第3号、請願第1号など4案件については、総務文教委員会との連合審査会が開催されました。また、議案第8号「専決処分の報告について（平成21年度高石市一般会計補正予算）」など15案件と報告3案件は予算委員会へ付託されました。

これらの案件については、それぞれ所管の委員会等において慎重審査が行われ、このうち請願第1号は、福祉土木委員会において不採択とされ、本会議においても不採択とされました。

なお、その他の案件は、いずれも所管の委員会において可決・承認等され、本会議においても可決・承認等されました。

これらの結果は、3ページの議決結果一覧表をご覧ください。また、可決された意見書については、4ページをご覧ください。

写真説明：今年の桜は、開花後の冷え込みで長持ちしました。

(加茂2丁目の高石配水場で4月13日撮影)

第1回定例会の経過

2月 25日 開会

○本会議（1日目）
○議会運営委員会
○予算委員会

26日 ○総務文教委員会
○議会運営委員会

3月 1日 ○福祉土木委員会・
総務文教委員会連合審査会
○議会運営委員会

2日 ○福祉土木委員会・
総務文教委員会連合審査会
○議会運営委員会

3日 ○福祉土木委員会・
総務文教委員会連合審査会
○議会運営委員会

4日 ○福祉土木委員会
○議会運営委員会

5日 ○本会議（2日目）
○予算委員会

8日 ○予算委員会
○議会運営委員会

9日 ○本会議（3日目）
○予算委員会

10日 ○予算委員会
○議会運営委員会

11日 ○予算委員会
○議会運営委員会

12日 ○予算委員会
○議会運営委員会

13日 ○予算委員会
○各会派代表者会議

14日 ○予算委員会
○議会運営委員会

15日 ○予算委員会
○議員全員協議会

16日 ○予算委員会
○議員全員協議会

17日 ○予算委員会
○議員全員協議会

18日 ○本会議（4日目）
○議員全員協議会

19日 ○本会議（5日目）
○議員全員協議会

第一回定例会

一般質問

【政策推進・総務関係】

- 国・府からの権限移譲に対する本市の対応について
- (同様の質問は他に1件)
- 長期的なまちづくり構想について
- 経済活性化のための機構改革について
- 人材育成のための自己評価型チケットシートの導入について
- 携帯電話用市ホームページの充実と活用方法について
- 住宅用火災警報器の効果と設置状況及び、同器設置助成の利用状況と周知について
- ごみの減量化への取り組みについて
- 窓口業務の改善（土・日サービス、ワンストップサービス等）について
- 職員の採用方法について
- 入札における最低制限価格の活用方法について
- 公共サービス基本法に対する認知度について
- 事務の権限移譲に伴う助成措置（交付金）について
- 復活した「高石まつり」の評価と今後の運営及び開催予定について

【土木関係】

- 自転車運転マナー向上のための取り組みについて
- 富木駅の地下道改良に伴う安全対策について
- (同様の質問は他に1件)
- 各駅前の自転車駐車場の使用状況について

○まちの美化運動と「ごみのポイ捨て禁止条例」の制定について

○AED（自動体外式除細動器）

設置状況と維持管理について

○賞味期限間近な非常食の利用方法について

○権限移譲に対する市職員の人材育成について

○学校耐震化工事の入札方法について

○学校耐震化工事の管理業務委託について

○学校耐震化工事の見解について

○子ども手当に対する市見解について

○保育所の施設管理について

○重度障害者に対するタクシーリ用助成券の使用状況と使用方法の改善について

○子育て支援センターの設置場所について

○乳がん検診無料クーポン券の利用可能な医療機関と受診方法について

【教育関係】

- 全国学力テスト未抽出校の同テストの利用状況について
- 図書館への学習室設置について
- 学校での朝の読書活動の実施状況と「生きる力」について

○中学入学時の不登校防止策について

○公民館利用の回数制限について

○公立幼稚園民営化の方針について

○公立幼稚園における3年保育の実施について

○学校2学期制の導入について

○学生服の再利用について

○園児減少傾向にある市立幼稚園の運営方針（耐震化・再編成）について

※答弁者の所属で質問項目を分けています。

福祉土木委員会審査結果報告(要旨)

第1回定例会1日目において福祉土木委員会に付託されました議案第3号「高石市立幼稚園条例及び高石市立保育所設置条例の一部を改正する条例制定について」など3案件と、請願第1号「請願書受理について（保育所・幼稚園の早急な耐震化と「取石保育所・幼稚園廃止」の凍結を求める請願）」は、3月1日、2日、3日に総務文教委員会との連合審査を開催し、慎重審査のうえ、議案第3号、第22号は、賛成多数で、議案第7号は、全会一致で「可決すべき」と、また請願第1号は、賛成少数で不採択との結論に達しました。

また、同じく本委員会に付託されました議案第4号「高石市水道事業条例の一部を改正する条例制定について」など4案件は、3月4日に慎重審査のうえ、全会一致で「可決すべき」との結論に達しました。

以上の審査結果については、定例会4日目（3月18日）に権野功至郎委員長から議会に報告がありました。

総務文教委員会審査結果報告(要旨)

第1回定例会1日目において総務文教委員会に付託されました議案第1号「非常勤職員等の給与等に関する条例制定について」など3案件は、2月26日に慎重審査のうえ、全会一致で「可決すべき」との結論に達しました。

以上の審査結果については、定例会4日目（3月18日）に奥田悦雄委員長から議会に報告がありました。

第1回定例会 議決結果一覧表

議案番号	件 名	議決年月日	結 果
議 案 第1号	非常勤職員等の給与等に関する条例制定について	[22.2.25 総務文教委員会付託] 22.3.18	可 決
議 案 第2号	一般職の職員の給与に関する条例及び高石市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	[22.2.25 総務文教委員会付託] 22.3.18	可 決
議 案 第3号	高石市立幼稚園条例及び高石市立保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	[22.2.25 福祉土木委員会付託] 22.3.18	可 決 (賛成多数)
議 案 第4号	高石市水道事業条例の一部を改正する条例制定について	[22.2.25 福祉土木委員会付託] 22.3.18	可 決
議 案 第5号	高石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	[22.2.25 福祉土木委員会付託] 22.3.18	可 決
議 案 第6号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	[22.2.25 総務文教委員会付託] 22.3.18	可 決
議 案 第7号	高石市立ふれあいゾーン複合センター条例の一部を改正する条例制定について	[22.2.25 福祉土木委員会付託] 22.3.18	可 決 (賛成多数)
議 案 第8号	専決処分の報告について（平成21年度高石市一般会計補正予算）	[22.2.25 予算委員会付託] 22.3.18	承 認 (賛成多数)
議 案 第9号	平成21年度高石市一般会計補正予算	[22.2.25 予算委員会付託] 22.3.18	可 決
議 案 第10号	平成21年度高石市国民健康保険特別会計補正予算	[22.2.25 予算委員会付託] 22.3.18	可 決
議 案 第11号	平成21年度高石市公共下水道事業特別会計補正予算	[22.2.25 予算委員会付託] 22.3.18	可 決
議 案 第12号	平成21年度高石市介護保険特別会計補正予算	[22.2.25 予算委員会付託] 22.3.18	可 決
議 案 第13号	平成21年度高石市後期高齢者医療保険特別会計補正予算	[22.2.25 予算委員会付託] 22.3.18	可 決
議 案 第14号	平成22年度高石市一般会計予算	[22.2.25 予算委員会付託] 22.3.18	可 決 (賛成多数)
議 案 第15号	平成22年度高石市国民健康保険特別会計予算	[22.2.25 予算委員会付託] 22.3.18	可 決
議 案 第16号	平成22年度高石市老人保健特別会計予算	[22.2.25 予算委員会付託] 22.3.18	可 決
議 案 第17号	平成22年度高石市公共下水道事業特別会計予算	[22.2.25 予算委員会付託] 22.3.18	可 決
議 案 第18号	平成22年度高石市墓地事業特別会計予算	[22.2.25 予算委員会付託] 22.3.18	可 決
議 案 第19号	平成22年度高石市介護保険特別会計予算	[22.2.25 予算委員会付託] 22.3.18	可 決
議 案 第20号	平成22年度高石市後期高齢者医療保険特別会計予算	[22.2.25 予算委員会付託] 22.3.18	可 決

議案番号	件 名	議決年月日	結 果
議 案 第21号	平成22年度高石市水道事業会計 予算	[22.2.25 予算委員会付託] 22.3.18	可 決
議 案 第22号	土地の無償貸付及び建物の無償 譲渡について	[22.2.25 福祉土木委員会付託] 22.3.18	可 決 (賛成多数)
議 案 第23号	市道路線の認定について	[22.2.25 福祉土木委員会付託] 22.3.18	可 決
議 案 第24号	市道路線の変更について	[22.2.25 福祉土木委員会付託] 22.3.18	可 決
議 案 第25号	平成21年度高石市一般会計補正 予算	[22.3.5 予算委員会付託] 22.3.18	可 決
	議案第25号 平成21年度高石市一般 会計補正予算の訂正の請求について	22.3.9	承 認
議 案 第26号	高石市副市長の選任について	22.3.18	同 意 (賛成多数)
議 案 第27号	すべての石綿健康被害の早期救 済と万全な対策を求める意見書	22.3.18	可 決
議 案 第28号	歯科技工物の安全性を求める意 見書	22.3.18	可 決
議 案 第29号	「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検 討会議での採択に向けた取組を求める意見書	22.3.18	可 決
議 案 第30号	政治資金規正法の制裁強化を求 める意見書	22.3.18	可 決
議 案 第31号	子ども手当の全額国庫負担を求 める意見書	22.3.18	可 決
請 願 第1号	請願書受理について（保育所・幼稚 園の早急な耐震化と「取石保育所・ 幼稚園廃止」の凍結を求める請願）	[22.2.25 福祉土木委員会付託] 22.3.18	不採択 (賛成少數)
報 告 第1号	専決処分の報告について（損害 賠償額の決定について）	22.2.25	報 告
報 告 第2号	専決処分の報告について（損害 賠償額の決定について）	22.2.25	報 告
報 告 第3号	平成22年度高石市土地開発公社事業計 画、予算及び資金計画の報告について	22.3.18	報 告
報 告 第4号	平成22年度財團法人高石市保健医療セン ターの事業計画及び予算の報告について	22.3.18	報 告
報 告 第5号	平成22年度財團法人高石市施設管理公 社の事業計画及び予算の報告について	22.3.18	報 告
報 告 第6号	寄附金収受の報告について	22.2.25	報 告
報 告 第7号	平成21年度定期監査結果報告	22.2.25	報 告
報 告 第8号	例月現金出納検査結果報告	22.2.25	報 告
	一般質問	22.3.19	

平成21年第4回定例会後の主な
議会活動は、次のとおりです。

議会日誌

5日・大阪府市議会議長会理事会
9日・全国市議会議長会評議員会
10日・泉北水道企業団議会第1回定例会

・大阪府南部市議会議長会総会

16日・泉北環境整備施設組合議会
22日・議会運営委員会
第1回定例会

・各会派代表者会議

23日・全国高速自動車道市議会協議会総会

25日(3月19日)
・第1回定例会

3月
3月
・第1回定例会

2日・大阪府市議会議長会理事会・総会

すべての石綿健康被害の早期救済と 万全な対策を求める意見書

石綿による健康被害は、近年、その深刻な状況が広く知られるようになっている。大阪府内でも石綿健康被害救済法に基づき575人が認定を受けている。石綿疾患の一種である中皮腫被害での救済法認定数が2009年11月末までの累計では全国最多となっている。また、平成20年度までに石綿ばく露による労働災害認定を受けた数も429人と全国的に上位になっている。

石綿はその有用性から、自動車・造船・鉄道・重化学・電力・機械・建設など、極めて多くの業種で使用され、被害の裾野も広い。当市においても、石綿疾患による労働災害が認められている。また、詳細は明らかになっていないが救済法認定を受けた被害者も多くいると考えられる。

石綿の危険性については戦前から国は認識していた。すなわち、1937年から旧内務省の外局であった保険院社会保険局が大阪・泉南地域や河内地域、大阪市内、奈良県の石綿関連工場の労働者を対象にした大規模な健康被害調査を行い、その深刻な実態が明らかになっていた。同時に、報告書では速やかな被害の防止・治療の対策樹立が求められていた。戦後においても、各種調査で石綿被害の深刻な実態が報告されていた。

わが国に輸入された1,000万トンを超える石綿は、今もほとんど処理されないまま私たちの身の回りに存在している。ビル解体や災害時などにおける石綿飛散も心配されている。中皮腫死者は、今後40年間で10万人に達するとも言われており、今、国が万全な対策を講じなければ、一層の石綿被害の拡大の恐れがある。

戦前から被害が発生している泉南地域の被害者をはじめ、多くの被害者の高齢化・老齢化、それに伴う病状の進行を考慮すれば、被害者救済の速やかな対応が求められる。

よって、本議会は被害実態に即したすべての石綿健康被害の救済と万全な対策を強く国に要望する。

歯科技工物の安全性を求める意見書

近年、歯科医療の分野で海外技工物の使用が増加している。現在日本の歯科技工は法律に基づき、厳しい施設基準や厳格な資格制度があり、使用材料は薬事法によって規制されている。

しかし、海外技工物については、日本のように技工所の施設基準や技工士の資格も使用材料についても、まったく法的規制がない。また海外技工物は医薬品として扱われず、いわゆる雑貨品として輸入されており、品質や安全性について何のチェックも受けていない。それが患者の体内に装着される危険性は計り知れない。

厚生労働省は海外技工物の取り扱いについて、2005年9月に課長通知（医政歯発第0908001）を出しているが、この中で、国外で作成された補てつ物については、使用されている歯科材料の性状等が必ずしも明確でないなどと述べながら、海外技工物に関する全ての責任を歯科医師にゆだねており、国としてのチェック体制も責任も明確にしていない。

入れ歯にかかる診療報酬の改悪により歯科技工所の経営難が加速し、廃業も増え、新たに歯科技工士になる若い人を確保できないなどの事態が深刻化している。こうした中で、安全や品質に規制のない安価な海外技工物が大量に輸入され、自費診療が増えれば、日本国内の技工所の経営が圧迫され、壊滅的な打撃を受ける。また日本の歯科医療の安全性が根底から覆される。

歯科技工は、国民の健康を支える医療の一環であり、国が責任をもって、国内技工物を守る責任がある。

よって政府および国会は、次の事項に取り組むよう強く要望する。

記

1. 厚生労働省課長通知（医政歯発第0908001）を撤回する。
2. 歯科技工士が安心して仕事を継続でき、歯科医と連携して「よい入れ歯」を保険で給付できるよう歯科技工物に対する診療報酬を改善する。
3. 歯科医療の安全性を確保するため、国内で歯科医療を完結する体制を確立する。
4. 当面の緊急対策として、海外技工物の取り扱いは、国内歯科技工士法に則したものにする旨を諸外国に通知するとともに、海外技工物を薬事法対象の「医薬品扱い」とする。

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書

人類史上最初の原子爆弾の惨禍を二度にわたって経験した日本は、この悲劇が再び起きることがないよう、全世界に対し、一貫して核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けてきました。

昨年4月のオバマ米国大統領の「核兵器のない世界」に向けた演説以降、米国とロシアとの第一次戦略兵器削減条約（START I）の後継条約の交渉開始、核不拡散・核軍縮に関する国連安全保障理事会首脳級会合における全会一致での決議の採択、同会合での鳩山総理の核兵器廃絶の先頭に立つとの決意表明、我が国が米国などと共同提案した核軍縮決議案の国連総会での圧倒的多数の賛成を得ての採択など、核兵器廃絶に向けた世界的な流れは加速しています。

こうした歴史的な流れを更に確実なものとし、核兵器廃絶を早期に実現するためには、明確な期限を定めて核保有国を始め各国政府が核兵器廃絶に取り組む必要があります。

このため、広島・長崎両市と世界の3,562都市が加盟する平和市長会議では、2020年までに核兵器を廃絶するための具体的な道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」が2010年のNPT再検討会議で採択されることを目指しています。

また、本市においても、昭和59年9月25日に「非核平和都市」を宣言し、核兵器の根絶を訴えております。

よって、国会及び政府におかれましては、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、2010年のNPT再検討会議において同議定書を議題として提案していただくとともに、その採択に向け、核保有国を始めとする各国政府に働き掛けさせていただくよう強く要請します。

政治資金規正法の制裁強化を求める意見書

政治資金をめぐる国会議員らの不祥事が発覚するたびに再発防止策が議論され、収支の公開方法や献金規制の強化などの政治資金規正法改正が繰り返されてきた。しかし、本年1月、政治資金規正法違反で現職国会議員を含む秘書らが逮捕される事件が再び起き、極めて遺憾なことである。

国民の政治不信を招く「政治とカネ」の問題を断ち切るために、再発防止に向けた法整備にしっかりと取り組むことが強く求められている。特に、「秘書が勝手にやったことで自分は知らない」と、議員自らが責任をとろうとせず、会計責任者が不正行為を働いた場合には監督責任のある政治家が責任を取る具体的な仕組みを作る必要がある。

現行法では、国会議員など政治団体の代表者が「会計責任者の選任及び監督」について「相当の注意を怠ったときは、50万円以下の罰金に処する」と規定されているが、実際に会計責任者が収支報告書の虚偽記載などの不正を犯した場合、その人を会計責任者に選ぶ段階で「相当の注意を怠った」と立証するのは困難であり、実効性に欠けると言わざるを得ない。

従って、会計責任者の「選任及び監督」を「選任又は監督」に変更し、政治団体の代表者が会計責任者の監督についてだけでも「相当の注意」を怠れば、罰金刑を科せられる仕組みに改めるべきである。

政府におかれでは、より一層の制裁強化を図るため、秘書などの会計責任者が違法行為を犯した場合に、監督責任のある国会議員の公民権（選挙権や被選挙権）を停止する政治資金規正法改正案の今国会での成立を強く要望する。

子ども手当の全額国庫負担を求める意見書

政府は、2010年度から「子ども手当」をスタートさせます。その財源について、政府は当初、「全額国庫負担」と明言していたにもかかわらず、10年度限りの暫定措置とはいえ、一方的に地方にも負担を求める結論を出しました。

しかも、10年度における子ども手当の支給方法は、子ども手当と現行の児童手当を併給させるという「変則」で、極めて遺憾です。また、地方の意見を十分に聞くこともなく決定するのは、地方と国の信頼関係を著しく損なうものであり、「地域主権」という言葉とは裏腹な今回の政府の対応は誠に残念です。

よって、11年度以降の子ども手当の本格的な制度設計においては、政府が当初明言していた通り、全額国庫負担とし、新しい制度としてスタートすることを強く求めるものであります。